

報告第24号～第26号

令和3年11月25日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 24 号	専決処分の報告について	1
報告第 25 号	専決処分の報告について	4
報告第 26 号	専決処分の報告について	6

報告第 2 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

控訴の提起

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末松 則子

[REDACTED]

[REDACTED]

- 5 -

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年１１月５日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

都市計画法施行令の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 2 0 号

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（令和 3 年鈴鹿市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為） 第 3 条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。 （1） 開発区域に、<u>令第29条の 9 各号に掲げる土地の区域を含まない</u>こと。 （2）・（3） 略 （令第36条第 1 項第 3 号ハの規定により条例で定める建築物の新築等） 第 4 条 令第36条第 1 項第 3 号ハの規定により条例で定める建築物の新築等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とす	（法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為） 第 3 条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。 （1） 開発区域に、<u>令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まない</u>こと。 （2）・（3） 略 （令第36条第 1 項第 3 号ハの規定により条例で定める建築物の新築等） 第 4 条 令第36条第 1 項第 3 号ハの規定により条例で定める建築物の新築等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とす

る。 (1) 建築物の新築等を行う土地の区域に、<u>令第29条の9各号に掲げる土地の区域</u>を含まないこと。 (2)・(3) 略	る。 (1) 建築物の新築等を行う土地の区域に、<u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域</u>を含まないこと。 (2)・(3) 略
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第3条第1号及び第4条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。